

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合には、要介護 I に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

☆通所介護（1日当り）

サービス提供時間	2 時間以上 3 時間未満		3 時間以上 4 時間未満		4 時間以上 5 時間未満		5 時間以上 6 時間未満		6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満		高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額										
要介護 1	2904 円	291 円	3951 円	396 円	4143 円	415 円	6087 円	609 円	6237 円	624 円	7027 円	703 円	2872 円	288 円
要介護 2	3321 円	333 円	4517 円	452 円	4741 円	475 円	7187 円	719 円	7358 円	736 円	8298 円	830 円	3289 円	329 円
要介護 3	3748 円	375 円	5115 円	512 円	5361 円	537 円	8298 円	830 円	8501 円	851 円	9612 円	962 円	3716 円	372 円
要介護 4	4186 円	419 円	5692 円	570 円	5980 円	598 円	9398 円	940 円	9622 円	963 円	10925 円	1093 円	4143 円	415 円
要介護 5	4613 円	462 円	6279 円	628 円	6589 円	659 円	10509 円	1051 円	10765 円	1077 円	12260 円	1226 円	4571 円	458 円

- ※業務継続計画未実施減算…「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること」「当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること」の基準に適合していない場合
- ※高齢者虐待防止措置未実施減算…虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。

（日額加算）	利用料	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（I）	234 円	24 円
サービス提供体制強化加算（II）	192 円	20 円
中重度者ケア体制加算	480 円	48 円

- I…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70%以上であること もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上であること
- II…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 50%以上であること
- 中重度者ケア体制加算…要介護 3、4、5 の利用者の割合が 30%以上であること

(月額加算)	利用料	利用者負担額
ADL 維持等加算(Ⅰ)	320 円	32 円
ADL 維持等加算(Ⅱ)	640 円	64 円
科学的介護推進体制加算	427 円	43 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の利用料金の9.2%	

※ADL 維持等加算…利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ADL の維持・改善の度が一定の水準を超えた等の要件を満たした場合に取得できる加算です。

※科学的介護推進体制加算… 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための加算です。

(日額加算)	利用者負担額
送迎減算	-51 円(片道)

※職員が送迎に関与しないご家族による送迎や、ご自宅以外の場所への送迎が対象となります。

#### 選択サービス (利用毎)

	利用料	利用者負担額
入浴介助加算(Ⅰ)	427 円	43 円
若年性認知症利用者受入加算	640 円	64 円

#### 介護保険適用外サービス (その他の費用)

食事料金	810 円 (1 食当り)
行事参加費	実費
くもん学習療法	2,600 円/月

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文書にてご連絡させていただきます。

☆予防専門型通所サービス（月額）

	基本料金		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援Ⅰ 事業対象者	19202 円	1921 円	939 円	94 円	768 円	77 円
要支援Ⅱ	38672 円	3868 円	1879 円	188 円	1537 円	154 円
業務継続計画、高齢者虐待防止措置について未実施の場合、それぞれ所定の単位数より1%の減算となります。						

※業務継続計画未実施減算…「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること」「当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること」の基準に適合していない場合

※高齢者虐待防止措置未実施減算…虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。

	利用料	利用者負担額
科学的介護推進体制加算	427 円	43 円
若年性認知症利用者受入加算	2563 円	257 円
送迎減算（1回片道につき）	-501 円	-51 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の利用料金の9.2%	

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 ※月途中で事業対象者から要支援（要介護）に変更になった場合
- 4 ※月途中で契約を開始（解除）した場合など

介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	810 円（1食当り）
行事参加費	実費
くもん学習療法	2,600 円/月

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文書にてご連絡させていただきます。

別添利用料金表（2割・3割負担分）

令和7年4月1日～

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合には、要介護Ⅰに準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

☆通所介護（1日当り）

<2割負担>

サービス 提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満		高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額										
要介護Ⅰ	2904円	581円	3951円	791円	4143円	829円	6087円	1218円	6237円	1248円	7027円	1406円	2872円	575円
要介護Ⅱ	3321円	665円	4517円	904円	4741円	949円	7187円	1438円	7358円	1472円	8298円	1660円	3289円	658円
要介護Ⅲ	3748円	750円	5115円	1023円	5361円	1073円	8298円	1660円	8501円	1701円	9612円	1923円	3716円	744円
要介護Ⅳ	4186円	838円	5692円	1139円	5980円	1196円	9398円	1880円	9622円	1925円	10925円	2185円	4143円	829円
要介護Ⅴ	4613円	923円	6279円	1256円	6589円	1318円	10509円	2102円	10765円	2153円	12260円	2452円	4571円	915円

<3割負担>

サービス 提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満		高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額										
要介護Ⅰ	2904円	872円	3951円	1186円	4143円	1243円	6087円	1827円	6237円	1872円	7027円	2109円	2872円	862円
要介護Ⅱ	3321円	997円	4517円	1356円	4741円	1423円	7187円	2157円	7358円	2208円	8298円	2490円	3289円	987円
要介護Ⅲ	3748円	1125円	5115円	1535円	5361円	1609円	8298円	2490円	8501円	2551円	9612円	2884円	3716円	1115円
要介護Ⅳ	4186円	1256円	5692円	1708円	5980円	1794円	9398円	2820円	9622円	2887円	10925円	3278円	4143円	1243円
要介護Ⅴ	4613円	1386円	6279円	1884円	6589円	1977円	10509円	3153円	10765円	3230円	12260円	3678円	4571円	1372円

※業務継続計画未実施減算…「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること」「当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること」の基準に適合していない場合  
 ※高齢者虐待防止措置未実施減算…虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。

(日額加算)	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	234円	47円	71円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	192円	39円	58円
中重度者ケア体制加算	480円	96円	144円

Ⅰ…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上であること もしくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

Ⅱ…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

中重度者ケア体制加算…要介護3、4、5の利用者の割合が30%以上であること

※ADL維持等加算…利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ADLの維持・改善の度合いが一定の水準を超えた等の要件を満たした場合に取得できる加算です。

※科学的介護推進体制加算…利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための加算です。

※職員が送迎に関与しないご家族による送迎や、ご自宅以外の場所への送迎が対象となります。

(月額加算)	利用者負担額		
	利用料	2割	3割
ADL維持等加算(Ⅰ)	320円	64円	96円
ADL維持等加算(Ⅱ)	640円	128円	192円
科学的介護推進体制加算	427円	86円	129円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の9.2%		

	利用者負担額	
	2割	3割
送迎減算	-101円(片道)	-151円(片道)

選択サービス(利用毎)

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	427円	86円	129円
若年性認知症利用者受入加算	640円	128円	192円

介護保険適用外サービス(その他の費用)

食事料金	810円(1食当り)
行事参加費	実費
くもん学習療法	2,600円/月

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文書にてご連絡させていただきます。

☆予防専門型通所サービス(1月当り)

<2割負担>

<3割負担>

	基本料金		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			基本料金		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1 事業対象者	19202円	3841円	939円	188円	768円	154円	要支援1 事業対象者	19202円	5761円	939円	262円	768円	231円
要支援2	38672円	7735円	1879円	376円	1537円	308円	要支援2	38672円	11602円	1879円	564円	1537円	462円
業務継続計画、高齢者虐待防止措置について未実施の場合、それぞれ所定の単位数より1%減算となります。							業務継続計画、高齢者虐待防止措置について未実施の場合、それぞれ所定の単位数より1%減算となります。						

※業務継続計画未実施減算…「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること」「当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること」の基準に適合していない場合  
 ※高齢者虐待防止措置未実施減算…虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
科学的介護推進体制加算	427円	86円	129円
若年性認知症利用者受入加算	2563円	513円	769円
送迎減算	501円	-101円	-151円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の9.2%		

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合など

介護保険適用外サービス(その他の費用)

食事料金	810円(1食当り)
行事参加費	実費
くもん学習療法	2,600円/月

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文書にてご連絡させていただきます。